# 令和6年度福岡地方最低賃金審議会議事録

# 第1回福岡県最低賃金専門部会

1 日 時 : 令和6年7月29日(月) 13:05~14:35

2 会 場 : 福岡合同庁舎 本館8階 共用第7会議室

3 出席者 : 【公益代表委員】 2人(定数3人)

平井 佐和子 (部会長代理)

丸谷 浩介(部会長)

【労働者代表委員】3人(定数3人)

河村 敏昭

小陳 武志

長嶋 良昭

【使用者代表委員】3人(定数3人)

庄崎 秀昭

松本 恭子

山口 洋志

【福岡労働局】 田村 労働基準部長

渡辺 賃金室長 ほか

### 4 主要議題

- (1) 部会長及び部会長代理の選出について
- (2) 福岡地方最低賃金審議会福岡県最低賃金専門部会運営規程(案) について
- (3) 福岡県最低賃金の改定について
- (4) その他

#### 5 審議内容

室長補佐

ただ今から福岡地方最低賃金審議会第1回福岡県最低賃金専門部会を開催いたします。

本日は、本年度最初の専門部会でございますので、まだ部会長、部会長代理 は選出がなされていないことから、部会長、部会長代理を選出していただくま で、事務局において議事進行を務めさせていただくこととなります。

まず、今期、専門部会委員に御就任いただきました方々につきましては、資料No.1の「福岡県最低賃金専門部会委員名簿」のとおりでございます。御確認ください。

次に定足数の確認です。

本日は、公益代表委員の大坪知弘委員が御欠席ですが、最低賃金審議会令第6条第6項で準用する第5条第2項に基づく開催に必要な定数は満たされており、本専門部会は成立している旨、御報告いたします。

それでは、議事(1)の「部会長及び部会長代理の選出について」に移りま す。

部会長・部会長代理の選出は、最低賃金法第 25 条第 4 項で準用する第 24 条第 2 項及び第 4 項に規定されております。

なお、事前に公益代表委員で互選していただき、

部会長には、丸谷委員

部会長代理には、平井委員

の名前があがっております。

委員の皆様、いかがでしょうか。

各 委 員

(異議なし)

室 長 補 佐

それでは、部会長を丸谷委員に、部会長代理を平井委員にお願いしたいと思います。

先ほどの専門部会委員名簿の丸谷委員のお名前の左側に部会長の二重丸、平井委員のお名前の左側に部会長代理の丸を御記入いただきますようお願いいたします。

ここからは、丸谷部会長よろしくお願いいたします。

部 会 長

部会長に選出されました、丸谷です。

本年度もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事を進めます。

まず、本年度の専門部会の公開・非公開について確認をしておきます。

福岡県最低賃金専門部会運営規程第6条第1項により、本専門部会は「原則

として公開とする」とし、「ただし率直な意見の交換若しくは意思決定の中立 性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は会議を非公開とするこ とができる。」と規定されています。

昨年度までの専門部会については、この「ただし書き」に触れるということで、全面的に非公開としていました。

しかしながら、本年度においては、公益委員、労働者委員、使用者委員の三者で協議する場は公開することとし、公益委員と労働者委員、あるいは公益委員と使用者委員といった二者間の協議については、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとして、非公開とすることを、7月5日開催の第1回福岡地方最低賃金審議会で確認したところです。

つきましては、本年度の専門部会は、二者で行う協議については非公開とします。

傍聴者におかれましては二者協議の際には一旦、退室していただき、その間、控室でお待ちいただくことを、あらかじめお伝えしておきます。事務局は、その都度、控室への案内をお願いします。

では、議事を進めます。

議事(2)の「福岡地方最低賃金審議会福岡県最低賃金専門部会運営規程 (案)について」です。事務局は説明してください。

#### 室 長 補 佐

資料No.2を御覧ください。

福岡地方最低賃金審議会福岡県最低賃金専門部会運営規程の署名についての 改定です。赤文字で2か所、示しております。

第7条第1項の「議事録には」から「に」の削除並びに「署名」を「確認」 に改定するものです。

改定理由について説明します。現行として、最低賃金専門部会においては、 議事録には、会長及び会長が指名した委員2人が署名を行っているところです が、今年3月に開催した本審でもお諮りしたとおり、委員の皆様の御負担の軽 減並びに迅速化を図るため、メールによる議事録の内容確認に変えることでお 願いしたいと考えております。

また、御承認いただいた場合において、施行日を本日とする旨附則を改定するというものです。

以上です。

部 会 長 ただ今の説明について、御質問等はございますか。

各 委 員

(質問等なし)

部 会 長 それでは、事務局説明の内容で改定することとします。

ただ今、福岡地方最低賃金審議会福岡県最低賃金専門部会運営規程の改定をしましたので、本日の専門部会の議事録から確認とすることにします。

本日の議事録の確認は、

労働者代表委員 長嶋委員 使用者代表委員 山口委員 にお願いします。

長嶋委員山口委員

(承 諾)

部 会 長 ありがとうございます。

次に、議事(3)の「福岡県最低賃金の改正について」です。

7月25日に中央最低賃金審議会から目安が示されたことから、本日午前中に開催した第3回本審において、労働者側、使用者側の立場における、最低賃金の改正審議に当たっての基本的な考え方をお聞かせいただきました。

ここからは二者協議とし、具体的な金額などについて、公益委員が労使双方から個別にお話しをお聞きすることとしたいと思います。

その前に、労使双方からこの場でお話をしておくことがあればお願いします。

各 委 員

(意見等なし)

部 会 長 それでは、この後、公益委員が、まず労働者側、そのあと使用者側の順に控 室に参りますので、事務局は、労働者代表委員、使用者代表委員をそれぞれ控 室に御案内してください。また、事務局は、傍聴人を控室に案内してくださ い。

(労使代表委員退室)

(傍聴人退室)

(公益代表委員と労働者側代表委員との個別折衝)

(公益代表委員と使用者側代表委員との個別折衝)

(労使代表委員入室)

(傍聴人入室)

### (議事再開)

部 会 長 それでは、審議を再開します。

ただ今、二者協議を行い、労働者側、使用者側それぞれから具体的な金額に 関する主張をお聞きしました。

労働者側からは、本日の午前中に行われた第3回審議会でも述べられたように、生計費、賃金、支払い能力の三要素のうち、今年度においては生計費を重視する審議が必要であるとお考えであります。生計費を重視する場合に何を指標にするかということが問題になりますが、連合リビングウェイジとして福岡県の数字として出ております1,080円を根拠としたいとのことでありました。

この1,080円は、三要素のうち生計費を重視したものではあるものの、その数字は、パートの募集賃金の下限が既に1,080円を超えているということがあります。そのため、三要素のうち、賃金という点から見ても1,080円という数字は特段現実離れした数字ではなく、具体的な数字であるとの御主張でございました。

これに対しまして、使用者側の御意見としましては、三要素のうち何を注視するかということもあるが、現状を鑑みると、中小・小規模事業者の賃金引上げの環境整備がぜひとも必要であるということを位置付けられます。昨年度の付帯決議にもありましたように、生産性が向上しているところや支払い能力が向上しているところもありますが、それでもまだ厳しい状況であることには変わりないということです。今年度について、一定程度の賃金引上げが必要であることは認識しているけれども、それでも、中小・小規模事業者の厳しい状況であることは主張したい。

そこで、賃金の支払い能力に関して、令和6年賃金状況改定調査結果の第4表の③、一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率(令和5年6月と令和6年6月の両方に在職していた労働者のみを対象とした集計)を根拠とし、その中のBランクの賃金上昇率である2.9パーセントが引上げの根拠となり、福岡県の最低賃金941円に2.9パーセントを掛けますと27円となり、968円という御主張がされました。

以上のように、労働者側の御主張として1,080円、使用者側の御主張として968円ということでございます。現在のところ、100円以上の開きがあり、大変厳しい状況にあります。そこで、労使双方とも十分に検討していただいているとは思いますが、引き続き検討していただき、次回の専門部会におきまして更に議論を深めつつ、全会一致を目指して、最低賃金の決定へ向かいたいと思います。公益委員としましても、引き続き御意見等を伺いながら調整に尽力したいと考えております。

本日の状況は以上でございますが、労働者側、使用者側、何か違うところが ございましたら御発言をいただけますでしょうか。 各 委 員 (発言なし)

部 会 長 次に、議事(4)「その他」ですが、何かございますか。

各 委 員 (特になし)

部 会 長 それでは、ここで、厚生労働本省より、中央最低賃金審議会藤村会長から地 方最低賃金審議会委員の皆様へのビデオメッセージが届いておりますので、御 覧いただきます。

(ビデオメッセージ)

部 会 長 以上、藤村会長からのビデオメッセージでした。 それでは、事務局から何かありますか。

賃金指導官 (次回の日程を説明)

部 会 長 それでは、明後日の午前 10 時からとなりますので、じっくり御検討の程を お願いしたいと思います。

> 本日の専門部会は、これをもちまして閉会といたします。 大変お疲れ様でした。